

氏名	馬 璨婧
学位の種類	博士（教育学）
学位記番号	博甲第 7799 号
学位授与年月	平成 28 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	中国における外国人の子どもの教育政策に関する研究 －公立小中学校の受け入れ制度に焦点を当てて－

主査	筑波大学教授	博士（教育学）	嶺井明子
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	佐藤真理子
副査	筑波大学准教授	博士（教育学）	上田孝典
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	藤田晃之

論文の内容の要旨

（目的）

中国では近年の経済発展に伴って外国人が急増しており、その子どもの教育保障に関わり多くの問題が指摘されている。本論文では外国人の子どもの公立小中学校への受け入れ制度に焦点を当てて、制度と受け入れ実態の間に乖離がみられる状況に着目し、この乖離をもたらした政策的背景と理由を解明することを目的とする。これらを通して現行制度に内在する課題を析出し、今後の改革方向を探ることが可能となると考える。

（対象と方法）

本研究が考察の対象とする外国人教育政策は、鄧小平による改革開放政策への転換（1978 年）以降、今日にいたるまでのものとする。また中国の教育体制は 1985 年以降の地方分権化により、政策方針の大枠は中央政府が策定するものの、地方政府がそれぞれの実情に応じて柔軟に具体的施策を定めるシステムになっていることから、本論においても中央政府と地方政府の両面から検証する事とした。地方政府の事例として、外国人が集住する都市である上海市と北京市を取り上げた。中央政府や地方政府が策定した様々な政策文書の分析並びに種々の統計の活用とともに、公立小中学校の外国人の受け入れ状況について実態調査、関係者へのヒアリングを行った。本論で対象とする「外国人の子ども」とは、中国籍の有無により分類された子どものみならず、華僑（外国に定住する中国国民）や華人（中国系外国人）の子ども、いわゆる「中国にルーツをもつ子ども」も含む概念である。

(結果)

第1章では、中央政府における外国人政策、とりわけ外国人の子どもの教育政策の展開を政策文書から明らかにし、外国人の子どもの就学制度の枠組みを示した。

第2章では上海市、第3章では北京市を事例として、政策文書の分析により政策の推移、現行受け入れ制度を明らかにし、公立小中学校への外国人の子どもの受け入れ実態を調査した。これらの検証作業を通して、改めて、様々な点で政策と実態の乖離を如実に浮き彫りにした。

第4章では、第1～3章での検討を踏まえ、中央政府、地方政府、学校のそれぞれの政策と実態を比較し、その異同を3つの「乖離」という視角から分析を行なった。

まず中央政府と地方政府における受け入れ制度の乖離であるが、国の政策としては共学を基本原則としているが、上海や北京では「留学児童・生徒」というカテゴリーによって特別クラスの設置を認めていた。とくに北京では、公設民営の教育機関を設置することが認められている。また共学が原則であるために、一部科目を除きカリキュラムは中国の児童・生徒と同様であるが、上海市では「思想品德」「思想政治」などの科目を免除することが明記されている。ただ留意すべきは、北京市や上海市では中央政府に先立って、実際の状況に応じて先行して独自に規程を定めており、中央政府の規程も総論的な内容が示されるにとどまったものであるといえる。

次に、受け入れ制度と学校現場での受け入れ実態との乖離であるが、基本的には中央政府や地方政府の規程に準拠しつつも、学校現場では異なる受け入れ実態が存在した。それは例えば、入学手続きや学費、学校のカリキュラムや中国語指導のあり方、入学試験の有無などである。インタビューからは、外国人の子どもの条件の整った教育環境を提供するためや、政府から外国人の子どもの教育経費が手当てされないためなどの理由が語られた。

最後に、外国籍の子どもと中国にルーツをもつ子どもの二元化政策による乖離である。基本的に外国籍の子どもは留学生という扱いで、入学試験や面接、そして高額の学費を負担する必要があるが、施設設備や教育環境が整い、高い学力水準の学校への就学が保証されている。それに対して中国にルーツをもつ子どもについては、無償の義務教育や重点学校への優先的入学、進学に際しての入学試験での配慮など中国人と外国人の両方のメリットを享受できるような優遇措置がとられている。

以上のような乖離を生み出す要因として、本研究では次の3点を指摘した。第1に1985年の「教育体制改革の決定」によって、各地方の実情に応じて地方に多くの権限が委譲されていることから、北京市や上海市などの発展した地域では中央政府に先立って独自の施策を進めていることである。そのため、中央政府では包括的、総論的な規程にとどまり、学校では実情を反映しながら顧客である外国人のニーズに即した学校づくりを行なう。その間にあって、中央政府と学校現場をつなぐ狭間で地方政府が整合性をとるように「乖離」が見られる規定をしていることを指摘した。第2に、時代によって外国人の子どもの位置づけが変化していくことに伴う「乖離」である。改革開放政策の当初においてなにより、華僑・華人を含めて知識や技術をもたらしつつ、外貨獲得の対象として制度構築が図られていく。しかし経済発展の進展により、外国人の子どもへの教育はサービスとなり受益者負担で多様なサービスの提供が求められていく。同時に国際化の進展が、学校の国際化の指標として宣伝材料とされている側面を指摘した。第3に、華僑・華人の位置づけの変化である。先進の知識や技術、そして外貨を有する華僑・華人に対して、中国の発展に利用しようとする意図

からの中国にルーツをもつ子どもの就学での優遇政策が、外国人の子どもの教育政策における二元化をもたらした。21 世紀にはいると、華僑・華人は 1 つの中国を示す同胞として融和政策に位置づけられる。同時に北京市の規程に見られるように、新華僑・新華人の頭脳流出問題から、中国への帰国誘致政策としても二元化政策はより複雑に細分化されていったと考えられる。

(考察)

GDP でアメリカに次ぐ国力を有するようになった中国であるが、いまだ先進諸国と比較するとき、多くの問題が存在している。そのひとつとして本研究において外国人の教育保障の問題について考察してきた。国家の政策に対して地方政府、学校現場で統一的な運用がされず、それぞれの間で齟齬が生じていることを示した。また中国人の子どもと中国にルーツをもつ子ども、そして外国籍の子どもが、就学においてそれぞれ異なる処遇がされていることを明らかにしてきた。このことは、近代的な法治国家としての成熟度において、いまだ途上といわざるを得ない。

今後、中国は「大国」として世界の中で信頼に基づく地位を獲得していかなければならない。そのためにも、批准している子どもの権利条約や国際人権規約の履行が求められる。そのほかにも、隣接する東南アジア諸国から不法滞在者を含む多くの労働者が流入している現状がある。これまでのように中国より経済的に優位にある先進諸国からの外国人だけでなく、高額の学費を負担できない外国人問題が生じている。こうした人々の子どもたちに対して、人権に基づく教育権として義務教育保障が求められる。本研究の延長線に、こうした課題についても射程に入れていく必要がある。

審査の結果の要旨

(批評)

本論文は、中国における外国人の子どもの教育政策について、①改革開放（1978）以降、今日にいたるまでの政策の展開を中央政府レベルと地方政府レベル（上海市、北京市）に分けて丁寧に跡づけ、それぞれの規定上に差違が見られること、さらに公立小中学校での実態調査を踏まえて制度と実態に乖離が見られることを実証的に明らかにした上でその背景と要因を解明した点、②外国人の子どもの国籍の有無のみならず「中国にルーツをもつ子ども」（華人、華僑など）という概念を導入して政策・制度を丁寧に分析した点に独自性があり高く評価される。

平成 28 年 2 月 3 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。